

富山地方最低賃金審議会
令和5年度第2回一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会 議事録

1. 日 時

令和5年10月20日（金） 13：30～15：25

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員	両角委員、堀岡委員、長尾委員
労働者代表委員	黒川委員、五十嵐委員、林 委員
使用者代表委員	寺山委員、畑 委員、筒井委員
事務局	福永労働基準部長、山越賃金室長、河合賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 金額審議
- (2) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[河合賃金室長補佐] 定刻となりましたので、第2回一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日は全委員の御出席を賜っており、定足数を満たしていることより、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

以後の議事進行は、両角部会長にお願いいたします。

[両角部会長] ただ今から、令和5年度第2回一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会を開催します。

本日は2回目の部会審議ですが、労使各側の歩み寄りにより、全会一致での結論が得られるよう御協力をお願いいたします。

前回は労使各側の主張を伺ったところですが、前回の主張について、追加・変更すること等がございましたらお伺いしたいと思います。

労働者側はいかがでしょう。

[黒川委員] ありません。

[両角部会長] 使用者側はいかがでしょう。

[寺山委員] 特にございません。

[両角部会長] では、引き続き金額審議を行いたいと思います。

このまま全体のお伺いしますか、それとも個別に伺ったほうがよろしいですか。

[労使各側委員] 個別をお願いします。

[両角部会長] それでは、個別に進めさせていただきます。まず、労働者側からお話を伺いますので、使用者側の委員はお呼びするまで、控室でお待ちください。

(個別折衝)

[両角部会長] 部会を再開いたします。

本日まで2回にわたり専門部会を開催し、労使各側の基本的主張や主張する金額等を伺ってまいりましたところ、双方の立場に相違はあるものの、適正とする最低賃金の水準についておむね合意を見たところであります。

つきましては、ただ今からその内容を取りまとめ、それを公益委員案としてお示しした上で、採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

(公益委員案を配付)

[両角部会長] 今年度の一般機械・自動車部品製造業最低賃金の改正額について、公益委員案をお示ししたいと存じます。お手元の公益委員案を御覧ください。

公益委員案は、現行の最低賃金額を35円引き上げて時間額995円とし、それ以外は現行のままとするものです。

なお、発効日につきましては、法定手続を経て最も早い発効日となる「法定どおり」としております。

それでは採決を行います。公益委員案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(採決)

[両角部会長] 事務局の方で採決の状況を報告して下さい。

[河合賃金室長補佐] 採決状況を御報告いたします。全員賛成です。

[両角部会長] 採決の結果、全会一致で公益委員案に賛成いただきましたので、本案をもって当専門部会の決議といたします。

続きまして、当専門部会の決議内容及び審議経過を富山地方最低賃金審議会に報告するための報告文(案)を取りまとめます。

事務局は、報告文（案）を準備の上、配付してください。

（報告文案を準備、配付）

[両角部会長] 事務局は、報告文（案）を読み上げてください。

[河合賃金室長補佐] それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。

（案）富最賃機専第2号

令和5年10月20日

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾 治明 殿あて

富山地方最低賃金審議会 一般機械・自動車製造業最低賃金専門部会 部会長 両角 良子
富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、
機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（報告）

当専門部会は、令和5年8月23日富山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、別添のとおり労働経済指標等関係資料により県内の経済状況、労働市場の動向、中小企業の賃金実勢の変化などの実態把握に努め、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は次のとおりである。

公益代表委員 両角 良子 堀岡 和正 長尾 治明

労働者代表委員 黒川 智之 五十嵐 泰祐 林 宏幸

使用者代表委員 寺山 収 畑 永子 筒井 俊介

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

別添の審議経過につきましては、専門部会の開催日ごとの審議事項及び主な審議内容を取りまとめたものでございます。

別紙は、先ほどの公益委員案の内容と同じでございます。

別添、別紙の読上げは省略させていただきます。

[両角部会長] 各委員におかれましては、御確認いただきましたでしょうか。

この内容で審議会に報告したいと考えますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[両角部会長] 異議なしとのことですので、本案をもって富山地方最低賃金審議会に報告させていただきます。

続きまして、専門部会が全会一致で議決した場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とすることとなっておりますので、この規定を適用し、本日、富山労働局長に答申を行うことといたします。

事務局は、答申文（案）を準備の上、配付してください。

（答申文案を準備、配付）

[両角部会長] 今ほど事務局から答申文（案）が配付されましたが、各委員におかれましては、内容を御確認願います。

問題がなければ、本案をもって富山労働局長に答申したいと考えますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[両角部会長] 異議なしとのことですので、本案をもって富山労働局長に答申することといたします。

所用により、本日の会議に富山労働局長が出席されておられませんので、労働基準部長に答申を受け取っていただくこととします。

(部会長は、答申文に会長印を押印)
(部会長から労働基準部長に答申文手交)

[河合賃金室長補佐] 答申を頂きましたので、労働基準部長から御挨拶申し上げます。

[福永労働基準部長] ただ今、答申をいただきました。委員の皆様には、一般機械・自動車部品製造業最低賃金の改正決定に当たりまして、慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

皆様の御協力をおもちまして、同最低賃金の改正決定について全会一致で決議いただきましたことに、深く感謝申し上げます。

引き続き、皆様方の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。

[両角部会長] ありがとうございました。そのほかに何かございますか。
なければ、事務局から連絡事項をお願いします。

[山越賃金室長] 今後の手続につきまして説明させていただきます。

本日は全会一致で答申を頂きましたので、事務局では、本日、異議申出のための公示を行います。

公示期間は、公示日の翌日から起算して15日を経過する日までとされておりますので、公示の期限は11月6日（月）となります。その間に異議の申出がなければ、官報公示の手続に移ります。

手続が滞りなく進めば、11月20日（月）に官報公示され、その30日後の令和5年12月20日（水）に発効となります。

ただし、あくまでも予定であることを申し添えます。以上です。

[両角部会長] 事務局は、官報公示等の手続をスムーズに行うよう手配をお願いします。以上をおもちまして、今年度の一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会の審議は終了いたします。

ます。

なお、本日の専門部会の議事録確認担当委員には、私のほか、
労働者代表委員からは、黒川委員
使用者代表委員からは、寺山委員
のお二人にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[両角部会長] それでは、黒川委員と寺山委員には、後日、本専門部会の議事録を御確認いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

本日は、皆様ありがとうございました。お疲れ様でした。